

千葉県報

定例
令和6年4月19日

主要目次

- 救急病院の認定
- 救急病院の申出の撤回
- 患者の発生
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十六件)
- 人事委員会公告
- 令和六年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職員採用試験(獣医師、薬剤師、薬剤師(病院局)、保健師、管理栄養士及び管理栄養士(病院局)の実施)
- 令和六年度千葉県職員採用試験の一部試験職種の実施取りやめ
- 特定調達公告
- 落札者等の公告(三件)

告示

告示

千葉県告示第二百八十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。

令和六年四月十九日

千葉県知事

熊谷 俊人

名称	医療法人柏葉会 柏戸病院	所在地	千葉市中央区長洲二丁目二番八号	認定の有効期限	令和九年四月十六日
----	--------------	-----	-----------------	---------	-----------

千葉県告示第二百九十号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があった。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

名称	医療法人財団みさき会 たむら記念病院	所在地	銚子市三崎町二丁目二、六〇九番一号
----	--------------------	-----	-------------------

千葉県告示第二百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり患者の発生届出があった。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	患者	牛	二	香取郡東庄町笹川	令和六年三月五日

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十九日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程(昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二シニア町内会稲毛の項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームこぶしの里

千葉市稲毛区山王町一七一番地一

附則

この告示は、公示の日から施行する。

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ東茂原店

茂原市東茂原字長者ヶ台一番三〇ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)カスミ東茂原店

4 変更後の大規模小売店舗の名称

カスミ東茂原店

5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明

7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか

8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか

茨城県つくば市西大橋五九九番地一ほか

9 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称

令和六年三月六日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和六年三月一日

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和六年三月一日及び同月六日

二 届出年月日

令和六年三月十五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模
小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮
すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県
商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クリエイト茂原八千代店

茂原市八千代一丁目一番四ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

7 変更年月日

令和五年九月一日

二 届出年月日

令和五年十月四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和六年四月十九日

一 届出の概要

千葉県知事 熊谷 俊人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クリエイト成田大清水店

成田市大清水字東通二四三番五ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三

- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三

- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

- 7 変更年月日

令和五年九月一日

- 二 届出年月日

令和五年十月四日

- 三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工振興企業立地課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D柏十余二店

柏市十余二字南翁原二四九番四九ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二

- 3 変更前の大規模小売店舗の名称

(仮称)クリエイトS・D柏十余二店

- 4 変更後の大規模小売店舗の名称

クリエイトS・D柏十余二店

- 5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三

- 6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

- 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 廣瀬泰三

- 8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・デュー 代表取締役 瀧屋幸彦

- 9 変更年月日

令和五年九月一日

- 二 届出年月日

令和五年十月十九日

- 三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田市原店 市原市五所字神明一、七三四番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫 茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p> <p>4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p> <p>5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p> <p>7 変更年月日 令和五年六月二十一日</p> <p>二届出年月日 令和五年十月十二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月十九日</p> <p>一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトS・D市原桜台店 市原市桜台一丁目六番一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>2 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>4 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二届出年月日 令和五年十月四日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月十九日</p> <p>一 届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田八千代店A館 八千代市村上字白筋二、七二三番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫 茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p>
--	---

<p>7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p>	<p>7 変更年月日 令和五年六月二十一日</p>
<p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等</p>	<p>8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦 変更年月日 令和五年九月一日</p>
<p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等</p>	<p>9 変更年月日 令和五年九月一日</p>
<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 クリエイトエス・D君津郡店</p>	<p>二 届出年月日 令和五年十月十九日</p>
<p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 （仮称）クリエイトエス・D君津郡店</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課</p>
<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月十九日</p>
<p>1 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトエス・D君津郡店 君津市郡三丁目三番五ほか</p>	<p>一 届出の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 クリエイトエス・D君津郡店 君津市外箕輪三丁目七番地六ほか</p>
<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

二 届出年月日
令和五年十月十二日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田君津店資材館
君津市外箕輪三丁目八番地四ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫
茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫
 - 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊
 - 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫
 - 7 変更年月日
令和五年六月二十一日
- 二 届出年月日
令和五年十月十二日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田君津店食品館
君津市外箕輪三丁目九番ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫
茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫
 - 5 変更年月日
令和五年六月二十一日
- 二 届出年月日
令和五年十月十二日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び君津市経済環境部経済振興課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
- その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
- 令和六年四月十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）クリエイト八街富山店 八街市富山字富山一、三一四番九〇</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社OMIF 代表取締役 花澤長文 山武市松尾町大堤三一八番地</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 廣瀬泰三</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>5 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年十月四日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田千葉ニュータウン店 印西市牧の原二丁目一番地ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫 茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年四月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>二 届出年月日 令和五年十月十二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 細谷武俊ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ジョイフル本田 代表取締役 平山育夫ほか 茨城県土浦市富士崎一丁目一六番二号ほか</p> <p>7 変更年月日 （一）大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和五年六月二十一日 （二）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和二年九月十八日及び令和五年六月二十一日</p>
---	---	--	--

<p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 クスリのアオキ安房岩井店</p> <p>5 変更年月日 令和五年三月十五日</p> <p>二 届出年月日 令和五年四月十二日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び南房総市商工観光部工課</p>	<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び多古町産業経済課</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和六年四月十九日から八月十九日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年四月十九日から八月十九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和六年四月十九日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)クリエイト千葉多古町店 香取郡多古町多古字穂浪一、五八五番ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>7 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年三月十五日</p> <p>三 縦覧場所</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)クリエイト千葉多古町店 香取郡多古町多古字穂浪一、五八五番ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 廣瀬泰三</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社クリエイトエス・デイー 代表取締役 瀧屋幸彦</p> <p>7 変更年月日 令和五年九月一日</p> <p>二 届出年月日 令和五年三月十五日</p> <p>三 縦覧場所</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ東茂原店 茂原市東茂原字長者ヶ台一番三〇ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明</p> <p>3 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 茨城県つくば市西大橋五九九番地一 一〇二平方メートル</p> <p>4 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 一三八平方メートル</p> <p>5 廃棄物等の保管施設の変更</p> <p>6 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更</p> <p>7 変更年月日 (一) 荷さばき施設の位置及び面積 令和六年三月二十九日 (二) 廃棄物等の保管施設の変更 令和六年三月二十九日 (三) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更 令和六年三月十六日</p> <p>二 届出年月日 令和六年三月十五日</p> <p>三 縦覧場所</p>

千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

人事委員会公告

令和六年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職職員採用試験（獣医師、薬剤師、薬剤師（病院局）、保健師、管理栄養士及び管理栄養士（病院局）の実施職員）の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定により、令和六年度千葉県職員採用上級試験及び千葉県資格免許職職員採用試験（獣医師、薬剤師、薬剤師（病院局）、保健師、管理栄養士及び管理栄養士（病院局））を次のとおり実施する。

令和六年四月十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

試験の区分、試験職種、採用予定人員及び職務の内容		試験職種	採用予定人員	職務の内容
職員採用上級試験	一般行政A	一〇五名程度	主として法律及び経済等、一般行政事務に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	一般行政B	二五名程度	主として心理に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	心理	三六名程度	主として児童指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	児童指導員	五〇名程度	主として農業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	農業	二五名程度	主として林業に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	水産	一〇名程度	主として水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	畜産	六名程度	主として畜産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。	
	農業土木	一〇名程度	主として農業土木に関する知識、技	

資格免許職職員採用試験	土木	六〇名程度	術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	建築	一七名程度	主として建築に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	化学	一四名程度	主として化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	電気	一八名程度	主として電気に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	機械	一〇名程度	主として機械に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	獣医師	二四名程度	主として獣医学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	薬剤師	七名程度	主として薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	薬剤師（病院局）	四名程度	県立病院等において薬学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	保健師	一九名程度	主として保健指導に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	管理栄養士	五名程度	主として栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。
	管理栄養士（病院局）	一名程度	県立病院等において栄養学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する。

二 給与

この試験に合格し、大学卒業後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。

試験の区分	試験職種	試験職種	適用給料表	職務の級	号給
職員採用上級試験	全職種	獣医師	行政職給料表	一級	二十九号給
資格免許職職員採用試験	獣医師	医療職給料表(二)	医療職給料表(二)	二級	十七号給
	薬剤師	医療職給料表(二)	医療職給料表(二)	二級	十七号給
	薬剤師(病院局)	企業医療職給料表(二)	企業医療職給料表(二)	二級	十七号給
	保健師	医療職給料表(三)	医療職給料表(三)	二級	十七号給
	管理栄養士	医療職給料表(二)	医療職給料表(二)	二級	五号給
	管理栄養士(病院局)	企業医療職給料表(二)	企業医療職給料表(二)	二級	五号給

三 受験資格

試験の区分	試験職種	受	験	資	格
職員採用上級試験	一般行政A	次に掲げる者			
	一般行政B	一 平成六年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者			
	児童指導員	二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者			
		次に掲げる者で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)第六十条第一項各号のいずれかに該当するもの又は令和七年三月までに同項各号のいずれかに該当する見込みのもの 一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者 二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に			

資格免許職 職員採用試験	獣医師	薬剤師 (病院局)	保健師	管理栄養士 (病院局)	職員採用上級試験及び資格免許職職員採用試験(薬剤師(病院局)、保健師、管理栄養士)
一般行政A、 一般行政B及 び児童指導員 以外の職種	掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
次に掲げる者	次に掲げる者	次に掲げる者	次に掲げる者	次に掲げる者	次に掲げる者
一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者	一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者	一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者	一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者	一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者	一 平成元年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者
二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者	二 平成十五年四月二日以後に生まれた者で次に掲げるもの イ 大学を卒業した者及び令和七年三月までに大学を卒業する見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

四 試験方法

試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は第一次試験の合格者でなければ受験することができない。

1 第一次試験

試験方法	内 容
教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により大学卒業程度の筆記試験を行う。
専門試験	試験職種に応じた専門的な知識、技術又はその他の能力について、択一式により大学卒業程度の筆記試験を行う。 なお、出題分野は、別表のとおりとする。
論文試験	課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力についての記述式による筆記試験を行う。

備考

一 論文試験は、第二次試験として評価する。

二 職員採用上級試験のうち、一般行政A及び一般行政B以外の職種については、教養試験を実施しない。

三 職員採用上級試験のうち、一般行政Bについては、専門試験を実施しない。

四 職員採用上級試験のうち、児童指導員については、論文試験を実施しない。

五 資格免許職員採用試験については、教養試験及び論文試験を実施しない。

試験方法	内 容
口述試験	人柄、性向等について面接等による試験を行う。
適性検査	素質及び性格についての質問紙法及び作業検査法による検査を行う。

3 受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等についての調査を行う。

五 試験の期日及び場所

1 第一次試験	期 日	試 験 場
	令和六年六月十六日（日曜日）	人事委員会が指定する千葉県内の施設

2 第二次試験

令和六年七月上旬から八月上旬までの間に千葉市内で行う。
なお、詳細は、千葉県のホームページにおいて発表する。

六 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験の区分及び試験職種ごとに合格者を決定し、令和六年六月二十七日（木曜日）（予定）に千葉県のホームページにその受験番号を発表する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験の区分及び試験職種ごとに合格者を決定し、令和六年八月下旬に千葉県のホームページにその受験番号を発表する。
なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

七 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験の区分及び試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、任命権者に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

なお、採用は、令和七年四月一日以降の予定であるが、大学等を卒業した者については、採用候補者名簿登載後直ちに採用されることがある。

八 受験手続

1 申込方法

インターネットによる申込みを原則とする。ただし、郵送及び持参による申込みを妨げるものではない。受験申込用紙を希望する場合は、令和六年四月二十五日（木曜日）までに千葉県人事委員会事務局任用課（千葉市中央区市場町一番一号）まで申し出ること。受験申込書は、同課宛てに提出すること。

2 受付期間

令和六年四月十九日（金曜日）から五月十三日（月曜日）までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの（郵送の場合は同日までの消印のあるもの、持参の場合は同日午後五時までに持参したもの）に限り受け付ける。

九 その他

1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

2 受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

3 職員採用上級試験（一般行政A及び一般行政Bの試験職種に限る。）に係る第一次試験については点字による受験を、職員採用上級試験及び資格免許職員採用試験に係る第一次試験については拡大文字による受験を認める。点字又は拡大文字による受験を希望する場合は、千葉県人事委員会事務局任用課まで申込時に申し出ること。

別表 専門試験の出題分野

試験の区分	試験職種	出題分野
職員採用上級試験	一般行政A	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策及び国際関係
	心理	一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法及び統計学
	児童指導員	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）及び社会調査
	農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、農業経済一般、農業政策、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、食品化学、食品加工、人間工学及び農村計画
	林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般及び砂防工学
	水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学及び水産利用学
	畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学及び畜産経営一般
	農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械及び農学一般
	土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画及び材料・施工

資格免許職員採用試験	獣医師	薬剤師	保健師	管理栄養士	管理栄養士	論
建築	医学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備及び建築施工	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学及び臨床獣医学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度及び実務	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理	
化学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学及び臨床獣医学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度及び実務	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学及び臨床獣医学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度及び実務	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理	
機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料及び機械工作	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学及び臨床獣医学	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度及び実務	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理	

令和六年度千葉県職員採用試験の一部試験職種の実施取りやめ

職員の採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第七条の規定により、令和六年度千葉県職員採用試験のうち、次の表に掲げる試験職種に係る試験は、実施しない。

令和六年四月十九日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

試験の区分	試験職種
職員採用中級試験	農業土木
職員採用初級試験	農業 林業 化学

(日曜日) 令和 6 年 4 月 19 日

報

報

報

報

第 1 3 9 3 2 号

0 0 トン ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号 ③令和 6 年 2 月 1 6 日 ④株式会社市川環境エンジニアリング 市川市田尻二丁目 1 1 番 2 5 号 ⑤ 1 トン当たり 3, 7 4 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 5 日
 その 1 2
 ①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの収集運搬業務委託 (その 2) 予定数量 1 0, 2 5 0 トン ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号 ③令和 6 年 3 月 1 5 日 ④有限会社丸トック運送店 千葉市美浜区新港 2 1 6 番地 ⑤ 1 トン当たり 2, 2 8 8 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 5 日
 その 1 3
 ①江戸川左岸流域下水道脱水ケーキの収集運搬業務委託 (その 3) 予定数量 1 5, 2 5 0 トン ②千葉県江戸川下水道事務所 市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号 ③令和 6 年 3 月 1 5 日 ④株式会社京葉興業千葉支店 千葉市稲毛区稲毛東四丁目 2 番 8 号 ⑤ 1 トン当たり 1, 8 0 4 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 5 日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

千葉県企業局柏井浄水場長 吉 澤 豊

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
 ①柏井浄水場 (東) 発生土収集運搬業務委託 予定数量 7, 2 0 0 トン ②千葉県企業局柏井浄水場 千葉市花見川区柏井町 4 3 0 番地 ③令和 6 年 2 月 1 6 日 ④株式会社京葉興業 千葉市稲毛区稲毛東四丁目 2 番 8 号 ⑤ 3 0, 2 9 4, 0 0 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 1 月 5 日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

千葉県企業局柏井浄水場長 吉 澤 豊

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

千葉県企業局 柏井浄水場 吉澤豊

発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉県 〇四三 (一一三三) 二六五八 購読申込先